



# あいづ

[発行] 自治労

福島県本部会津総支部

[所在地] 会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

[連絡先]

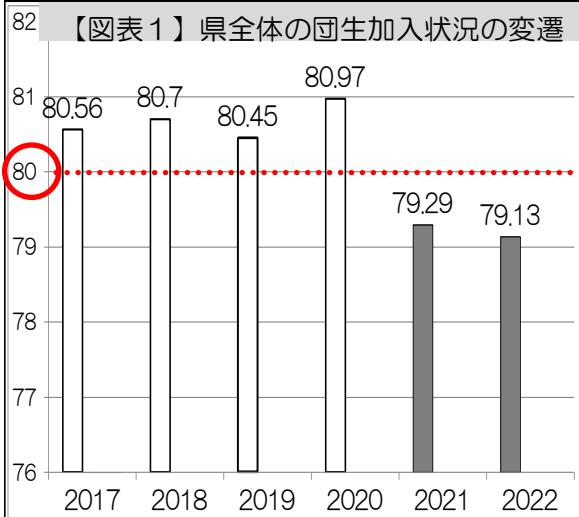
jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

春闘

## じちらう共済推進・特集号

組合員の可処分所得の最大化のため「共済推進」に  
執行部全体で取り組もう！



▼まず「図表1」をご覧ください。  
これは、「じちらう共済」の主軸制

▼「じちらう共済の推進」について  
は、先に開催された総支部の春闘討  
論集会においても提起させていただき  
きました。今回は、本機関紙前号に  
掲載した集会参加者のアンケート結  
果も踏まえて、喫緊の課題となつて  
いる「じちらう共済の推進」につい  
て特集したいと思います。

### ① 「組織加入県」から外れる？

度である「団体生命共済」について、  
県全体の加入状況の変遷をグラフ化し  
たものです。「加入率80%以上」とい  
うのが後から説明する「組織加入県」  
の要件となります。ご覧の通り、21年  
22年と2年連続で80%を割り込んで  
おり、現在は「組織加入みなし県」と  
なっている状況です。仮に、本年6月  
の継続募集の結果、3年連続で80%を  
割り込むことになると、「組織加入  
県」から外れることになります。

### ② 「組織加入県」から外れると？

▼次に「組織加入県」から外れて「集  
団加入県」となると、どうなるのか？  
について記載します。「組織加入県」  
の特典というものがいくつかあり、その  
内、最大のものが「誰でも、どんな病  
気によかっていても、組合員本人に限  
り最低保障額に新規加入できる」とい  
うものです。最低保障額とは、現行制  
度で、生命保障F型（死亡共済金6百  
万円）・医療保障23コース（入院共済  
金日額3千円）です。

▼本年の継続募集の結果、加入率が「  
80%以上」とならないと、来年の継続

【図表2】管内単組の団生加入率

磐梯町職	118%	湯川村職	63%
只見町職	117%	猪苗代町職	59%
南会津町職	97%	会津広域職	58%
会津若松市職	95%	柳津町職	57%
会津坂下町職	93%	西会津町職	55%
喜多方市職	87%	喜多方社協職	50%
南会津環境職	80%	会津美里町職	35%
下郷町職	77%	若松觀光労	15%
金山町職	75%	会津宮川職	14%

募集は、特典のない「集団加入  
県」として推進せざるを得ない状  
況となります。ただ、「組織加入  
県」から外れても、当該単組の加  
入率が「80%」を超えていれば  
「組織加入単組」となり、引き続  
き特典を受けることができるこ  
とになりますが、「80%」に満たな  
い単組組合員は特典を受けること  
ができなくなってしまいます。ち  
なみに、「図表2」のとおり昨年  
10月時点の加入率が「80%」に満  
たない単組数は「11」でした。

## 当面の日程

- 3月11日（土）会津総支部第60回定期大会（会津若松市ホテルニューパレス）
- 3月17日（金）県本部新旧合同役員会（福島GP）
- 3月18日（土）県本部自治研・専門部会中間報告会（県青少年会館）

賃金の運用改善へ向け「1単組・1要求」を実現しよう！

見がありました。まさに、その通りであり、まずは全単組が執行委員会等において、現状を認識したうえで、① 80 %に達していない単組は、全力で 80 %を目指し、② 80 %に達している単組は、それを維持とともに、さらなる加入率アップを目指す。そんな取り組みが今、求められています。

### ③ 助け合いの共済の崩壊

表式3 合計給付の回数と新規合併件数		
単組名	努力目標	達成目標
磐梯町職	団体生命共済以外の共済の推進等	
只見町職	団体生命共済以外の共済の推進等	
南会津町職	1	1
会津若松市職	10	4
会津坂下町職	3	1
喜多方市職	15	6
南会津環境職	団体生命共済以外の共済の推進等	
下郷町職	5	3
金山町職	4	3
湯川村職	5	5
猪苗代町職	16	14
会津広域職	3	3
柳津町職	8	7
西会津町職	13	11
喜多方社協職	1	1
会津美里町職	31	18
若松觀光労	5	3
会津宮川職	2	1

▼次に「達成目標」です。最低でもこの件数に到達するよう取り組みましょう、という数値になります。算出方法は次の通りです。

▼次に、討論集会でも提起させていただきましたが、団体生命共済の各単組における新規目標件数についてです。「図表3」をご覧ください。2つの目標件数が設定されています。

▼まず「努力目標」ですが、県全体で80%以上となるための新規必要件数を求め、それを各単組の未加入者数で按分したものです。

「組織加入県復活」へ向け、最終

#### ④ 各単組目標件数の設定

▼注意が必要なのは、あくまで既存組合員の新規加入件数であつて、今年4月の新入組合員の加入件数は含まないということです。また、この目標件数は、総支部が独自に算出したものですが、共済県支部にも本資料を連携していくまでの、近日中に同様の目標値が提起される予定です。

▼〔2月〕執行部の未加入者、〔3月〕若年層の未加入者、〔4・5月〕新入組合員、〔6月〕継続募集、〔7・8月〕追加の取り組み、という流れになります。まずは、マイカー共済の見積もりを行い、浮いた保険料分で団体生命共済の加入や、長期共済への積立という進め方になります。

⑤ 取り組み手法

## 『自治労共済 掛金試算QRコード』

じちろうマイカー共済



団体生命共済（新制度）



いように、じちらうマイカー共済では、弁護士や全労済の担当者が連携して起訴されないように対応してくれます。これを「起訴前対応」と言います。民間の自動車保険にはない制度です。掛金も安くなると 思いますので、左に記載の掛金試算や共済県支部への見積もり依頼でぜひご確認を！（坂内）

「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンを成功させよう！

編集後記

